**○国土交通省告示第千百八十二号**

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項第一号の規定により、次に掲げる者が行う講習を、耐震診断資格者講習として登録したので、同規則第二十条第一項第一号の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十五年十一月二十五日
(二)　登録番号　登耐講第一号
(三)　講習事務を行う者の氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会
(四)　講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男
(六)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(七)　耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(八)　耐震診断資格者講習事務を開始する日　平成二十五年十一月二十五日

**○国土交通省告示第千百八十三号**

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

| | |
|---|---|
| 型式承認番号 | 物件の名称 |
| 第Ｐ―611号 | オイルフェンス　ＯＫ―300Ｍ |

| | |
|---|---|
| 物件の型式 | 製造者の名称 |
| 型式変更の内容 | 本体布、ベルト、浮力体、錨及びロープの材料を変更したものを追加 |
| | 前田工繊株式会社 |

**○国土交通省告示第千百八十四号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 有効期間 |
|---|---|---|---|
| 兵神機械工業株式会社 | 兵庫県加古郡播磨町古田1丁目5番30号 | 内燃機関の冷却ポンプ | 平成25年12月15日から平成30年12月14日まで |
| 〃 | 〃 | 内燃機関の潤滑油ポンプ | 〃 |
| 〃 | 〃 | 燃料油移送ポンプ | 〃 |
| 〃 | 〃 | ビルジポンプ | 〃 |
| 〃 | 〃 | 消火ポンプ | 〃 |
| 〃 | 〃 | バラストポンプ | 〃 |

**○関東地方整備局告示第四百八十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線
三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市本町一丁目、本町二丁目、本町四丁目、野口町一丁目、野口町四丁目、久米川町四丁目、久米川町五丁目及び諏訪町一丁目地内
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第四百八十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第二号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市本町一丁目及び本町二丁目地内
使用の部分　東京都東村山市本町一丁目及び本町二丁目地内

**○関東地方整備局告示第四百八十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道西武園線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市諏訪町一丁目地内
使用の部分　東京都東村山市諏訪町一丁目地内

**○関東地方整備局告示第四百八十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道西武園線付属街路第二号線
三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市諏訪町一丁目、諏訪町二丁目及び野口町四丁目地内
使用の部分　東京都東村山市諏訪町一丁目地内

**○中部地方整備局告示第二百四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 長野県下伊那郡平谷村四〇三番五八一地内 | 前 | 一四・三九～二一・六七メートル | 〇・〇六六キロメートル |
| | 後 | 一六・四九～二一・六七メートル | 〇・〇六六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所